

●児童扶養手当 《福祉課》

ひとり親家庭の父・母または養育者に対して、18歳到達年度末まで児童を養育している方に支給します。所得制限・公的年金との併用給付制限等があります。

●母子・父子・寡婦福祉資金貸付 《福祉課》

母子・父子・寡婦家庭の生活の安定とその児童の福祉の増進を図るため、各種資金の貸し付けがあります。所得制限・連帯保証人等の条件があります。

●母子・父子家庭激励金 《福祉課》

ひとり親家庭の父・母で、北広島町に4月1日現在1年以上在住し、18歳到達年度末までの児童を養育する方に年1回支給します。

●母子・父子家庭義務教育修了祝い金 《福祉課》

北広島町に4月1日現在1年以上在住し、当該年度義務教育を修了したひとり親家庭の児童に祝い金を支給します。

■障害児のいる家庭への支援

各種手当や給付制度があります。手続きに必要なものなど、詳しいことはお問い合わせください。

●各種手当等 《福祉課》

特別児童扶養手当	20歳未満の中度・重度障害のある児童を養育している方に支給します。所得制限があります。
障害児福祉手当	重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある、在宅の20歳未満の児童に支給します。所得制限があります。
重度心身障害者介護手当	5歳以上65歳未満で、重度の心身障害がある方と同居している介護者に支給します。
通園費・通院費補助	児童福祉施設に通園したり、小児慢性特定疾病の治療のために通院する場合に、交通費の一部を補助します。

●給付制度 《福祉課》

(各種給付には、世帯の課税状況に応じた自己負担があります。)

補装具の給付	障害者手帳を所持、または小児慢性特定疾病の児童に対して、補装具を給付します。
日常生活用具の給付	障害者手帳を所持、または小児慢性特定疾病の児童に対して、日常生活を補助する用具を支給します。
自立支援医療費 (育成医療)の給付	身体に障害がある18歳未満の児童で、要件に該当している場合に医療費の一部を支給します。
在宅や通所によるサービスの給付	障害のある18歳までの児童が、在宅や通所などによる必要なサービスを利用できます。サービスを利用するには、受給者証が必要です。